

令03原機（ふ）368
令和3年12月17日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

新型転換炉原型炉施設

原子炉施設保安規定の変更認可申請の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、令和3年9月3日付け令03原機（ふ）213をもって変更認可申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定を、別紙のとおり一部補正します。

1. 補正内容

令和3年9月3日付け令03原機（ふ）213をもって変更認可申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定について、その内容の一部を別添-1のとおり補正する。また、既に認可を受けている国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定に対し、一部補正を含めた内容を別添-2に示す。

2. 補正理由

- (1) 廃止措置計画変更認可申請の一部補正に伴い、第5章設備維持管理第2節施設管理に係る別表第4の廃止措置計画に基づく性能維持施設のうち、セメント混練固化装置の性能及び機能維持の方法の記載を変更する。
- (2) 廃止措置計画変更認可申請の一部補正に伴い、第5章設備維持管理第2節施設管理に係る別表第4の廃止措置計画に基づく性能維持施設のうち、原子炉補機冷却水ポンプの維持すべき期間に追記した中央制御室換気系を中央制御室換気系チリングユニットに変更し、冷却対象設備の明確化を図る。
- (3) 廃止措置計画変更認可申請の一部補正に伴い、第5章設備維持管理第2節施設管理に係る別表第4の廃止措置計画に基づく性能維持施設のうち、圧縮空気系設備に追記したユニット型空気圧縮機の「設備、維持台数、位置、構造等」について、基数のみの記載に変更する。
- (4) 第5章設備維持管理第2節施設管理に係る別表第4の廃止措置計画に基づく性能維持施設のうち、セメント混練固化装置の詳細な仕様を追記したことに伴い、第7章廃棄物管理第29条第1項第1号の濃縮廃液の処理に関し、セメント混練固化装置による処理を行う旨追記する。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設

原子炉施設保安規定 補正前後比較表

(補正箇所のみ記載)

補正前（令和3年9月3日付け申請）	補正後	備 考
<p style="text-align: center;">第7章 廃棄物管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 （省略）</p> <p style="text-align: center;">第2節 固体状物質の管理</p> <p>（放射性固体廃棄物の処理及び貯蔵管理）</p> <p>第29条 施設管理課長は、次の各号に掲げる放射性固体廃棄物について、それぞれの種類・性状等に応じた処理及び貯蔵管理を行う。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵し、必要に応じてアスファルト固化装置により固化処理してドラム缶詰めし、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に貯蔵保管する。</p> <p>(2) フィルタスラッジは、フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>(3) 粉末状の使用済イオン交換樹脂は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>(4) 粒状の使用済イオン交換樹脂は、性状ごとに粒状廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置等から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂については、必要に応じてドラム缶等（以下「容器」という。）に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>(5) 可燃性固体廃棄物は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容して、焼却灰を容器に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。また、貯蔵庫に貯蔵保管している可燃性固体廃棄物についても同様に実施する。</p> <p>(6) 不燃性固体廃棄物は、種類・性状等に応じて次の処理及び貯蔵保管等を行う。ただし、「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」については、第31条に基づき管理する。</p> <p>イ 金属類については、仕分・切断等の処理を行い、必要に応じて除染処理、減容処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び別図第4に示す保管区域（以下「保管区域」という。）に貯蔵保管する。</p> <p>ロ コンクリートについては、必要に応じて除染処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>ハ 制御棒については、使用済燃料貯蔵プールの制御棒用貯蔵ラックに貯蔵する。遮へいプラグについては、使用済燃料貯蔵プールの遮へいプラグ用貯蔵ラック又は使用済燃料に影響を及ぼさないよう未収容の使用済燃料用貯蔵ラックに貯蔵する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項第6号に定める処理及び貯蔵保管等を実施する場合、第20条において分別管理した解体撤去物等、点検・定常作業等により発生した不燃性固体廃棄物、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物については、廃止措置計画に定める「レベル1」、「レベル2」、「レベル3」及び「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」の放射能レベル別に区分して管理し、保管区域については、放射能レベル区分に応じて次の各号に掲げる管理を行う。</p> <p>(1) 「レベル1」は、原子炉建屋の蒸気放出プール及び燃料貯蔵プール建屋の使用済燃料貯蔵プール（使用済燃料搬出後）に貯蔵保管する。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 廃棄物管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第2節 固体状物質の管理</p> <p>（放射性固体廃棄物の処理及び貯蔵管理）</p> <p>第29条 施設管理課長は、次の各号に掲げる放射性固体廃棄物について、それぞれの種類・性状等に応じた処理及び貯蔵管理を行う。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵し、必要に応じてアスファルト固化装置により固化処理してドラム缶詰めし、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に貯蔵保管する。<u>ただし、セメント混練固化装置を供用開始後は、貯蔵している濃縮廃液を固化材との混練により固化処理してドラム缶詰めし、貯蔵庫に貯蔵保管する。</u></p> <p>(2) フィルタスラッジは、フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>(3) 粉末状の使用済イオン交換樹脂は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>(4) 粒状の使用済イオン交換樹脂は、性状ごとに粒状廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置等から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂については、必要に応じてドラム缶等（以下「容器」という。）に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>(5) 可燃性固体廃棄物は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容して、焼却灰を容器に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。また、貯蔵庫に貯蔵保管している可燃性固体廃棄物についても同様に実施する。</p> <p>(6) 不燃性固体廃棄物は、種類・性状等に応じて次の処理及び貯蔵保管等を行う。ただし、「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」については、第31条に基づき管理する。</p> <p>イ 金属類については、仕分・切断等の処理を行い、必要に応じて除染処理、減容処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び別図第4に示す保管区域（以下「保管区域」という。）に貯蔵保管する。</p> <p>ロ コンクリートについては、必要に応じて除染処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>ハ 制御棒については、使用済燃料貯蔵プールの制御棒用貯蔵ラックに貯蔵する。遮へいプラグについては、使用済燃料貯蔵プールの遮へいプラグ用貯蔵ラック又は使用済燃料に影響を及ぼさないよう未収容の使用済燃料用貯蔵ラックに貯蔵する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項第6号に定める処理及び貯蔵保管等を実施する場合、第20条において分別管理した解体撤去物等、点検・定常作業等により発生した不燃性固体廃棄物、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物については、廃止措置計画に定める「レベル1」、「レベル2」、「レベル3」及び「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」の放射能レベル別に区分して管理し、保管区域については、放射能レベル区分に応じて次の各号に掲げる管理を行う。</p> <p>(1) 「レベル1」は、原子炉建屋の蒸気放出プール及び燃料貯蔵プール建屋の使用済燃料貯蔵プール（使用済燃料搬出後）に貯蔵保管する。</p>	<p>・セメント混練固化装置供用開始後の固化処理について追記する。</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 補正前後比較表

補正前（令和3年9月3日付け申請）	補正後	備 考
<p>(2) 「レベル2」及び「レベル3」は、あらかじめ指定する各建屋内の地下階の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>(3) 「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、あらかじめ指定する各建屋内の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>3 施設管理課長は、第1項第6号の処理及び貯蔵保管等に当たって、放射能レベル区分を変更する必要がある場合には、前項に基づき放射能レベル別に区分し、管理する。</p> <p>4 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の貯蔵、処理等の過程で高濃度のものが低濃度のものに混入することがないように管理する。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(15)及び(16)の記録を作成し、保存する。</p> <p>6 施設管理課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固化した容器には放射性廃棄物を示す標識を取り付け、別表第11(16)の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を取り付ける。</p> <p>7 施設管理課長は、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果が異常と認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(2) 粒状廃樹脂貯蔵タンク等における粒状の使用済イオン交換樹脂等の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>8 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の廃棄施設の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>9 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の処理又は運搬に際し、放射性固体廃棄物を保管区域に貯蔵保管する場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物による汚染の拡大防止措置及び一般公衆の被ばく防止等を考慮した安全確保対策を講じるとともに、貯蔵保管する廃棄物に起因する一般公衆の被ばく線量評価を安全管理課長に依頼する。</p> <p>(2) 保管区域は、柵等の区画物によって区画するとともに、保管区域である旨及び管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(3) 保管区域の貯蔵保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>10 安全管理課長は、前項第1号の依頼を受け、貯蔵保管する廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量が一般公衆の被ばく線量評価上問題とならないことを確認し、その結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>11 施設管理課長は、第16条で定めた工事計画に基づき一時保管（仮置き）された解体撤去物等を除き、貯蔵庫及び保管区域のそれぞれの貯蔵容量を超えて放射性固体廃棄物を貯蔵保管してはならない。</p> <p>第30条～第32条の2（省略）</p> <p>第3節～第5節（省略）</p>	<p>(2) 「レベル2」及び「レベル3」は、あらかじめ指定する各建屋内の地下階の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>(3) 「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、あらかじめ指定する各建屋内の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>3 施設管理課長は、第1項第6号の処理及び貯蔵保管等に当たって、放射能レベル区分を変更する必要がある場合には、前項に基づき放射能レベル別に区分し、管理する。</p> <p>4 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の貯蔵、処理等の過程で高濃度のものが低濃度のものに混入することがないように管理する。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(15)及び(16)の記録を作成し、保存する。</p> <p>6 施設管理課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固化した容器には放射性廃棄物を示す標識を取り付け、別表第11(16)の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を取り付ける。</p> <p>7 施設管理課長は、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果が異常と認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(2) 粒状廃樹脂貯蔵タンク等における粒状の使用済イオン交換樹脂等の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>8 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の廃棄施設の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>9 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の処理又は運搬に際し、放射性固体廃棄物を保管区域に貯蔵保管する場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物による汚染の拡大防止措置及び一般公衆の被ばく防止等を考慮した安全確保対策を講じるとともに、貯蔵保管する廃棄物に起因する一般公衆の被ばく線量評価を安全管理課長に依頼する。</p> <p>(2) 保管区域は、柵等の区画物によって区画するとともに、保管区域である旨及び管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(3) 保管区域の貯蔵保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>10 安全管理課長は、前項第1号の依頼を受け、貯蔵保管する廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量が一般公衆の被ばく線量評価上問題とならないことを確認し、その結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>11 施設管理課長は、第16条で定めた工事計画に基づき一時保管（仮置き）された解体撤去物等を除き、貯蔵庫及び保管区域のそれぞれの貯蔵容量を超えて放射性固体廃棄物を貯蔵保管してはならない。</p> <p>第30条～第32条の2（変更なし）</p> <p>第3節～第5節（変更なし）</p>	

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 補正前後比較表

補正前（令和3年9月3日付け申請）	補正後	備 考
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（1/11）～別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（5/11）（省略）	別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（1/11）～別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（5/11）（変更なし）	

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

補正前 (令和3年9月3日付け申請)				補正後				備考
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2
放射線管理施設	廃棄物処理建屋排気管モニタ	—	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理建屋排気管モニタ 台数:1台 種類:NaI(Tl)シンチレーション 計測範囲:$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$ トリチウムモニタ 台数:1台 種類:電離箱 計測範囲:$3.5 \times 10^{-3} \sim 3.5 \times 10^2 \text{ Bq/cm}^3$ 	監視機能	<ul style="list-style-type: none"> 放射線物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信する状態であること 	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	廃棄物処理建屋排気管の維持完了まで
	放射線管理施設	復水器冷却水放水路の放水管モニタ	—	<ul style="list-style-type: none"> 放水管モニタ 台数:1台 位置:屋外 種類:NaI(Tl)シンチレーション 計測範囲:$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$ 	監視機能	<ul style="list-style-type: none"> 放射線物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信する状態であること 	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回
放射線管理施設		気象観測設備(ただし、日本原子力発電株式会社、放射線管理施設用のものを除く)	—	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測装置記録計 台数:1台 位置:中央制御室 	監視機能	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測データが記録できること 	点検・校正により機能を維持する	1年に1回
	放射線管理施設	固定モニタリング設備(ただし、日本原子力発電株式会社、放射線管理施設用のものを除く)	—	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングポスト*3 台数:1台 位置:屋外 種類:NaI(Tl)シンチレーション 計測範囲:$10^{-1} \sim 10^5 \text{ nGy/h}$ 	監視機能	<ul style="list-style-type: none"> 警報動作値が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し、警報が正常に動作すること 	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回
放射線管理施設		放射線測定器(無線装置付)	—	<ul style="list-style-type: none"> 車載放射線測定器 台数:一式 	監視機能	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域の濃度モニタリングを行えること 	点検・校正により機能を維持する	1年に1回
	放射線管理施設	原子炉格納容器	—	<ul style="list-style-type: none"> 型鋼板製 直径36m、高さ64mの上下部履付き円筒 台数:1基 位置:原子炉建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい防止機能 遮へい機能 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線物質が漏えいするようないかなる状態でも、放射線測定器の計測に影響するようないかなる状態でもない状態であること 	点検・校正により機能を維持する	1年に1回
放射線管理施設		外周コンクリート壁	—	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造 台数:1基 位置:原子炉建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい防止機能 遮へい機能 	<ul style="list-style-type: none"> 外観点検により機能を維持する 	点検・校正により機能を維持する	1年に1回
	放射線管理施設	重水貯槽	—	<ul style="list-style-type: none"> 容量:2基 位置:原子炉補助建屋内 種類:鋼製円筒形 容量:70m³×2基 	貯蔵機能	—	—	—
放射線管理施設		原子炉補助冷却系	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助冷却熱交換器 台数:1台 位置:原子炉補助建屋内 種類:複管田舎管式 原子炉補助冷却水ポンプ 台数:1台 位置:原子炉補助建屋内 種類:複管田舎管式 容量:1,248m³/h 	除熱機能	<ul style="list-style-type: none"> 運転量が基準値を満足し、各部の運転状態に異常のないこと 	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回
	放射線管理施設	原子炉補助冷却系	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助冷却熱交換器 台数:1台 位置:原子炉補助建屋内 種類:複管田舎管式 原子炉補助冷却水ポンプ 台数:1台 位置:原子炉補助建屋内 種類:複管田舎管式 容量:1,248m³/h 	除熱機能	<ul style="list-style-type: none"> 運転量が基準値を満足し、各部の運転状態に異常のないこと 	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 補正前後比較表

補正前（令和3年9月3日付け申請）	補正後	備 考
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（7/11）～別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（9/11）（省略）	別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（7/11）～別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（9/11）（変更なし）	

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

補正前 (令和3年9月3日付け申請)		補正後		備考				
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(10/11)	施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2
	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	所内用	蓄電池一式 ・基款:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:トラバド式ニッケル水素電池 ・容量:2,500Ah(10時間率) ・電圧:115V	電源供給機能	・交流電源喪失時、蓄電池側に正常に切り替わること	1年に1回
主要な施設	非常用照明設備	—	非常用照明	非常用照明 ・基款:一式 ・位置:建屋全域	照明機能	・明室電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					告知機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					消火機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					消火機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					消火機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					消火機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					初期消火機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					圧縮空気供給機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					圧縮空気供給機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					蒸気放出プール	—	蒸気放出プール	蒸気放出プール ・位置:原子炉建屋内
固体廃棄物の保管設備	—	使用済燃料貯蔵プール	使用済燃料貯蔵プール ・位置:燃料貯蔵プール建屋内	蒸へい機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	放射線固体廃棄物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで	
—	—	クレーン設備	クレーン設備 ・基款:一式	吊上げ・運搬機能	・装置の運転状態に異常がないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること	労働安全衛生法に基づき点検により機能を維持すること	各建屋及び構築物の汚染の除去工完了まで	
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(10/11)	施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2
主要な施設	非常用電源設備	—	蓄電池	蓄電池一式 ・基款:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:トラバド式ニッケル水素電池 ・容量:2,500Ah(10時間率) ・電圧:115V	電源供給機能	・交流電源喪失時、蓄電池側に正常に切り替わること	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工完了まで
					照明機能	・明室電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					告知機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					消火機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					消火機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					消火機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					初期消火機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					圧縮空気供給機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					圧縮空気供給機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					蒸気放出プール	—	蒸気放出プール	蒸気放出プール ・位置:原子炉建屋内
固体廃棄物の保管設備	—	使用済燃料貯蔵プール	使用済燃料貯蔵プール ・位置:燃料貯蔵プール建屋内	蒸へい機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	放射線固体廃棄物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで	
—	—	クレーン設備	クレーン設備 ・基款:一式	吊上げ・運搬機能	・装置の運転状態に異常がないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること	労働安全衛生法に基づき点検により機能を維持すること	各建屋及び構築物の汚染の除去工完了まで	
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(10/11)	施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2
主要な施設	非常用照明設備	—	非常用照明	非常用照明 ・基款:一式 ・位置:建屋全域	照明機能	・明室電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					告知機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					消火機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					消火機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					消火機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					消火機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					初期消火機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					圧縮空気供給機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					圧縮空気供給機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事で着すまで
					蒸気放出プール	—	蒸気放出プール	蒸気放出プール ・位置:原子炉建屋内
固体廃棄物の保管設備	—	使用済燃料貯蔵プール	使用済燃料貯蔵プール ・位置:燃料貯蔵プール建屋内	蒸へい機能	・放射線汚染が検出された場合に非常用照明が点灯できる状態であること	1年に1回	放射線固体廃棄物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで	
—	—	クレーン設備	クレーン設備 ・基款:一式	吊上げ・運搬機能	・装置の運転状態に異常がないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること	労働安全衛生法に基づき点検により機能を維持すること	各建屋及び構築物の汚染の除去工完了まで	

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

・ユニット型空気圧縮機の位置及び容量に関する事項を削除する。

補正前 (令和3年9月3日付け申請)		補正後		備考																																		
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(11/11)	施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2																													
	現行廃止措置に必要な主要装置**	-	減容安定化処理装置	-	減容安定化処理装置 ・基架:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	・放射生物量が漏えいするようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持するようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持すること ・性能維持装置に電源を供給できる状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで																												
					レベル2用モルタル充填固化装置 ・基架:一式	漏えい防止機能 遮へい機能					・放射生物量が漏えいするようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持するようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持すること ・性能維持装置に電源を供給できる状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで																								
					レベル1用廃棄体処理・搬送装置 ・基架:一式	漏えい防止機能 遮へい機能									・放射生物量が漏えいするようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持するようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持すること ・性能維持装置に電源を供給できる状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで																				
					セメント混練固化装置 ・基架:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・処理能力:190t/回/層 ・基架: ・基架:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・処理能力:190t/回/層	漏えい防止機能 遮へい機能 遮へい機能 遮へい機能													・放射生物量が漏えいするようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持するようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持すること ・性能維持装置に電源を供給できる状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで																
					原子炉領域速凍解体装置	被ばく低減機能																	・放射生物量が漏えいするようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持するようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持すること ・性能維持装置に電源を供給できる状態であること	速凍操作により機能を確認する	1年に1回	原子炉領域及び生体遮へい 体解体撤去工事を完了まで												
					予備電源装置	電源供給機能																					・性能維持装置に電源を供給できる状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	各種廃及び構築物解体工 事を完了まで								
					1年に1回:4月11日を始期とする1年の間に1回実施(ただし、点検・補修等による運転停止又は設置工事等により、当該年度内に実施することが困難な場合は除く) *1:付随する機器を施設管理要領に定める *2:維持すべき期間における終了時期は運用管理要領に基づき管理する *3:第48条の測定に用いる放射線計測器類 *4:第34条の測定に用いる放射線計測器類 *5:廃止措置のために導入する設備																																	
					別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(11/11)	施設区分																									設備等の区分	設備(種類)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2
						現行廃止措置に必要な主要装置**																									-	減容安定化処理装置	-	減容安定化処理装置 ・基架:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	・放射生物量が漏えいするようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持するようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持すること ・性能維持装置に電源を供給できる状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回
レベル2用モルタル充填固化装置 ・基架:一式																																		漏えい防止機能 遮へい機能	・放射生物量が漏えいするようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持するようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持すること ・性能維持装置に電源を供給できる状態であること			
レベル1用廃棄体処理・搬送装置 ・基架:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	・放射生物量が漏えいするようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持するようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持すること ・性能維持装置に電源を供給できる状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回			対象廃棄物の処理完了まで																															
セメント混練固化装置 ・基架:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・処理能力:190t/回/層 ・基架: ・基架:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・処理能力:190t/回/層	漏えい防止機能 遮へい機能 遮へい機能 遮へい機能							・放射生物量が漏えいするようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持するようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持すること ・性能維持装置に電源を供給できる状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで																											
原子炉領域速凍解体装置	被ばく低減機能											・放射生物量が漏えいするようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持するようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持すること ・性能維持装置に電源を供給できる状態であること	速凍操作により機能を確認する	1年に1回	原子炉領域及び生体遮へい 体解体撤去工事を完了まで																							
予備電源装置	電源供給機能															・性能維持装置に電源を供給できる状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	各種廃及び構築物解体工 事を完了まで																			
1年に1回:4月11日を始期とする1年の間に1回実施(ただし、点検・補修等による運転停止又は設置工事等により、当該年度内に実施することが困難な場合は除く) *1:付随する機器を施設管理要領に定める *2:維持すべき期間における終了時期は運用管理要領に基づき管理する *3:第48条の測定に用いる放射線計測器類 *4:第34条の測定に用いる放射線計測器類 *5:廃止措置のために導入する設備																																						
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(11/11)	施設区分																			設備等の区分	設備(種類)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2											
	現行廃止措置に必要な主要装置**																			-	減容安定化処理装置	-	減容安定化処理装置 ・基架:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	・放射生物量が漏えいするようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持するようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持すること ・性能維持装置に電源を供給できる状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで										
					レベル2用モルタル充填固化装置 ・基架:一式																		漏えい防止機能 遮へい機能	・放射生物量が漏えいするようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持するようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持すること ・性能維持装置に電源を供給できる状態であること					外観点検により機能を確認する	1年に1回				対象廃棄物の処理完了まで				
					レベル1用廃棄体処理・搬送装置 ・基架:一式	漏えい防止機能 遮へい機能																	・放射生物量が漏えいするようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持するようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持すること ・性能維持装置に電源を供給できる状態であること								外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで					
					セメント混練固化装置 ・基架:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・処理能力:190t/回/層 ・基架: ・基架:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・処理能力:190t/回/層	漏えい防止機能 遮へい機能 遮へい機能 遮へい機能																													・放射生物量が漏えいするようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持するようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持すること ・性能維持装置に電源を供給できる状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで
		原子炉領域速凍解体装置	被ばく低減機能	・放射生物量が漏えいするようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持するようないかなる状態でも、放射生物量の遮へい状態を維持すること ・性能維持装置に電源を供給できる状態であること	速凍操作により機能を確認する	1年に1回	原子炉領域及び生体遮へい 体解体撤去工事を完了まで																															
		予備電源装置	電源供給機能					・性能維持装置に電源を供給できる状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	各種廃及び構築物解体工 事を完了まで																											
		1年に1回:4月11日を始期とする1年の間に1回実施(ただし、点検・補修等による運転停止又は設置工事等により、当該年度内に実施することが困難な場合は除く) *1:付随する機器を施設管理要領に定める *2:維持すべき期間における終了時期は運用管理要領に基づき管理する *3:第48条の測定に用いる放射線計測器類 *4:第34条の測定に用いる放射線計測器類 *5:廃止措置のために導入する設備																																				
		<p>・セメント混練固化装置の固化機能に関する性能及び機能維持の方法の記載を変更する。</p>																																				

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設

原子炉施設保安規定 改正前後比較表

(改正箇所のみ記載)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前（令和3年1月6日認可版）	改正後（補正後）	備 考
<p style="text-align: center;">第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>（品質マネジメントシステム）</p> <p>第5条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びにJIS Q 9000：2015品質マネジメントシステム－基本及び用語に従うものとする。</u></p> <p>(1) 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。</p> <p>(2) 「部門長」とは、敦賀廃止措置実証部門長をいう。</p> <p>(3) 「実証本部長」とは、敦賀廃止措置実証本部長をいう。</p> <p>(4) 「室部長」とは、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長及び事業管理部長をいう。</p> <p>(5) 「所長」とは、ふげん所長をいう。</p> <p>4.～8. （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>（品質マネジメントシステム）</p> <p>第5条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。<u>以下「品質管理基準規則」という。</u>）に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、<u>品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びにJIS Q 9000：2015品質マネジメントシステム－基本及び用語に従うものとする。</u></p> <p>(1) 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。</p> <p>(2) 「部門長」とは、敦賀廃止措置実証部門長をいう。</p> <p>(3) 「実証本部長」とは、敦賀廃止措置実証本部長をいう。</p> <p>(4) 「室部長」とは、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長及び事業管理部長をいう。</p> <p>(5) 「所長」とは、ふげん所長をいう。</p> <p>4.～8. （変更なし）</p>	<p>・略称を追記する。</p> <p>・上記理由により、略称に変更する。</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前（令和3年1月6日認可版）	改正後（補正後）	備 考
<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節（省略）</p> <p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議 並びにふげん安全・品質保証推進会議</p> <p>（中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第8条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する次の各号に掲げる基本的な重要事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に伴う安全に関する基本事項</p> <p>イ 原子炉設置許可の変更に関する重要事項</p> <p>ロ 原子炉等規制法第43条の3の34に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）の変更に関する重要事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態の重大事項（研究開発段階炉規則第129条に定める事象）</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、安全担当理事を委員長とし、理事長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>4 委員長は、審議結果を理事長に答申する。</p> <p>5 理事長は、審議結果を尊重する。</p> <p>第8条の2～第12条（省略）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節（変更なし）</p> <p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議 並びにふげん安全・品質保証推進会議</p> <p>（中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第8条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する次の各号に掲げる基本的な重要事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に伴う安全に関する基本事項</p> <p>イ 原子炉設置許可の変更に関する重要事項</p> <p>ロ 原子炉等規制法第43条の3の34に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）の変更に関する重要事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態の重大事項（<u>研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u>（以下「<u>研究開発段階炉規則</u>」という。）第129条に定める事象）</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、安全担当理事を委員長とし、理事長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>4 委員長は、審議結果を理事長に答申する。</p> <p>5 理事長は、審議結果を尊重する。</p> <p>第8条の2～第12条（変更なし）</p>	<p>・法令の正式名称を追記する。</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前（令和3年1月6日認可版）	改正後（補正後）	備 考
<p>第5章 設備維持管理</p> <p>第1節（省略）</p> <p>第2節 施設管理</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第23条 廃止措置計画の認可において、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合性を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、その性能を維持すべきものとされる原子炉施設に対して、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1.～12.（省略）</p> <p>第23条の2（省略）</p> <p>（設計管理）</p> <p>第23条の3 関係課長は、性能維持施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 関係課長は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第5条7.3（設計・開発）に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能又は性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「<u>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」の規定及び設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 前項における設計には、第23条の4に定める作業管理及び第23条の5に定める定期事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>第23条の4～第23条の5（省略）</p>	<p>第5章 設備維持管理</p> <p>第1節（変更なし）</p> <p>第2節 施設管理</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第23条 廃止措置計画の認可において、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」<u>（以下「研開炉技術基準規則」という。）</u>を含む要求事項への適合性を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、その性能を維持すべきものとされる原子炉施設に対して、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1.～12.（変更なし）</p> <p>第23条の2（変更なし）</p> <p>（設計管理）</p> <p>第23条の3 関係課長は、性能維持施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 関係課長は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第5条7.3（設計・開発）に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能又は性能に関する要求事項</p> <p>(2) <u>研開炉技術基準規則</u>の規定及び設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 前項における設計には、第23条の4に定める作業管理及び第23条の5に定める定期事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>第23条の4～第23条の5（変更なし）</p>	<p>・略称を追記する。</p> <p>・略称に変更する。</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前（令和3年1月6日認可版）	改正後（補正後）	備 考
<p style="text-align: center;">第7章 廃棄物管理</p> <p style="text-align: center;">第1節（省略）</p> <p style="text-align: center;">第2節 固体状物質の管理</p> <p>（放射性固体廃棄物の処理及び貯蔵管理）</p> <p>第29条 施設管理課長は、次の各号に掲げる放射性固体廃棄物について、それぞれの種類・性状等に応じた処理及び貯蔵管理を行う。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵し、必要に応じてアスファルト固化装置により固化処理してドラム缶詰めし、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に貯蔵保管する。</p> <p>(2) フィルタスラッジは、フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>(3) 粉末状の使用済イオン交換樹脂は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>(4) 粒状の使用済イオン交換樹脂は、性状ごとに粒状廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置等から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂については、必要に応じてドラム缶等（以下「容器」という。）に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>(5) 可燃性固体廃棄物は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容して、焼却灰を容器に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。また、貯蔵庫に貯蔵保管している可燃性固体廃棄物についても同様に実施する。</p> <p>(6) 不燃性固体廃棄物は、種類・性状等に応じて次の処理及び貯蔵保管等を行う。ただし、「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」については、第31条に基づき管理する。</p> <p>イ 金属類については、仕分・切断等の処理を行い、必要に応じて除染処理、減容処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び別図第4に示す保管区域（以下「保管区域」という。）に貯蔵保管する。</p> <p>ロ コンクリートについては、必要に応じて除染処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>ハ 制御棒については、使用済燃料貯蔵プールの制御棒用貯蔵ラックに貯蔵する。遮へいプラグについては、使用済燃料貯蔵プールの遮へいプラグ用貯蔵ラック又は使用済燃料に影響を及ぼさないよう未収容の使用済燃料用貯蔵ラックに貯蔵する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項第6号に定める処理及び貯蔵保管等を実施する場合、第20条において分別管理した解体撤去物等、点検・定常作業等により発生した不燃性固体廃棄物、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物については、廃止措置計画に定める「レベル1」、「レベル2」、「レベル3」及び「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」の放射能レベル別に区分して管理し、保管区域については、放射能レベル区分に応じて次の各号に掲げる管理を行う。</p> <p>(1) 「レベル1」は、原子炉建屋の蒸気放出プール及び燃料貯蔵プール建屋の使用済燃料貯蔵プール（使用済燃料搬出後）に貯蔵保管する。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 廃棄物管理</p> <p style="text-align: center;">第1節（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第2節 固体状物質の管理</p> <p>（放射性固体廃棄物の処理及び貯蔵管理）</p> <p>第29条 施設管理課長は、次の各号に掲げる放射性固体廃棄物について、それぞれの種類・性状等に応じた処理及び貯蔵管理を行う。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵し、必要に応じてアスファルト固化装置により固化処理してドラム缶詰めし、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に貯蔵保管する。<u>ただし、セメント混練固化装置を供用開始後は、貯蔵している濃縮廃液を固化材との混練により固化処理してドラム缶詰めし、貯蔵庫に貯蔵保管する。</u></p> <p>(2) フィルタスラッジは、フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>(3) 粉末状の使用済イオン交換樹脂は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>(4) 粒状の使用済イオン交換樹脂は、性状ごとに粒状廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置等から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂については、必要に応じてドラム缶等（以下「容器」という。）に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>(5) 可燃性固体廃棄物は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容して、焼却灰を容器に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。また、貯蔵庫に貯蔵保管している可燃性固体廃棄物についても同様に実施する。</p> <p>(6) 不燃性固体廃棄物は、種類・性状等に応じて次の処理及び貯蔵保管等を行う。ただし、「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」については、第31条に基づき管理する。</p> <p>イ 金属類については、仕分・切断等の処理を行い、必要に応じて除染処理、減容処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び別図第4に示す保管区域（以下「保管区域」という。）に貯蔵保管する。</p> <p>ロ コンクリートについては、必要に応じて除染処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>ハ 制御棒については、使用済燃料貯蔵プールの制御棒用貯蔵ラックに貯蔵する。遮へいプラグについては、使用済燃料貯蔵プールの遮へいプラグ用貯蔵ラック又は使用済燃料に影響を及ぼさないよう未収容の使用済燃料用貯蔵ラックに貯蔵する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項第6号に定める処理及び貯蔵保管等を実施する場合、第20条において分別管理した解体撤去物等、点検・定常作業等により発生した不燃性固体廃棄物、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物については、廃止措置計画に定める「レベル1」、「レベル2」、「レベル3」及び「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」の放射能レベル別に区分して管理し、保管区域については、放射能レベル区分に応じて次の各号に掲げる管理を行う。</p> <p>(1) 「レベル1」は、原子炉建屋の蒸気放出プール及び燃料貯蔵プール建屋の使用済燃料貯蔵プール（使用済燃料搬出後）に貯蔵保管する。</p>	<p>・セメント混練固化装置供用開始後の固化処理について追記する。</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前（令和3年1月6日認可版）	改正後（補正後）	備 考
<p>(2) 「レベル2」及び「レベル3」は、あらかじめ指定する各建屋内の地下階の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>(3) 「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、あらかじめ指定する各建屋内の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>3 施設管理課長は、第1項第6号の処理及び貯蔵保管等に当たって、放射能レベル区分を変更する必要がある場合には、前項に基づき放射能レベル別に区分し、管理する。</p> <p>4 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の貯蔵、処理等の過程で高濃度のものが低濃度のものに混入することがないように管理する。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(15)及び(16)の記録を作成し、保存する。</p> <p>6 施設管理課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固化した容器には放射性廃棄物を示す標識を取り付け、別表第11(16)の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を取り付ける。</p> <p>7 施設管理課長は、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果が異常と認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(2) 粒状廃樹脂貯蔵タンク等における粒状の使用済イオン交換樹脂等の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>8 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の廃棄施設の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>9 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の処理又は運搬に際し、放射性固体廃棄物を保管区域に貯蔵保管する場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物による汚染の拡大防止措置及び一般公衆の被ばく防止等を考慮した安全確保対策を講じるとともに、貯蔵保管する廃棄物に起因する一般公衆の被ばく線量評価を安全管理課長に依頼する。</p> <p>(2) 保管区域は、柵等の区画物によって区画するとともに、保管区域である旨及び管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(3) 保管区域の貯蔵保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>10 安全管理課長は、前項第1号の依頼を受け、貯蔵保管する廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量が一般公衆の被ばく線量評価上問題とならないことを確認し、その結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>11 施設管理課長は、第16条で定めた工事計画に基づき一時保管（仮置き）された解体撤去物等を除き、貯蔵庫及び保管区域のそれぞれの貯蔵容量を超えて放射性固体廃棄物を貯蔵保管してはならない。</p> <p>第30条～第31条（省略）</p> <p>（放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理）</p> <p>第31条の2 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた方法に基づく測定及び評価を実施する「放射性物質として扱う必要のないものと推定さ</p>	<p>(2) 「レベル2」及び「レベル3」は、あらかじめ指定する各建屋内の地下階の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>(3) 「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、あらかじめ指定する各建屋内の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>3 施設管理課長は、第1項第6号の処理及び貯蔵保管等に当たって、放射能レベル区分を変更する必要がある場合には、前項に基づき放射能レベル別に区分し、管理する。</p> <p>4 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の貯蔵、処理等の過程で高濃度のものが低濃度のものに混入することがないように管理する。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(15)及び(16)の記録を作成し、保存する。</p> <p>6 施設管理課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固化した容器には放射性廃棄物を示す標識を取り付け、別表第11(16)の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を取り付ける。</p> <p>7 施設管理課長は、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果が異常と認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(2) 粒状廃樹脂貯蔵タンク等における粒状の使用済イオン交換樹脂等の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>8 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の廃棄施設の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>9 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の処理又は運搬に際し、放射性固体廃棄物を保管区域に貯蔵保管する場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物による汚染の拡大防止措置及び一般公衆の被ばく防止等を考慮した安全確保対策を講じるとともに、貯蔵保管する廃棄物に起因する一般公衆の被ばく線量評価を安全管理課長に依頼する。</p> <p>(2) 保管区域は、柵等の区画物によって区画するとともに、保管区域である旨及び管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(3) 保管区域の貯蔵保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>10 安全管理課長は、前項第1号の依頼を受け、貯蔵保管する廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量が一般公衆の被ばく線量評価上問題とならないことを確認し、その結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>11 施設管理課長は、第16条で定めた工事計画に基づき一時保管（仮置き）された解体撤去物等を除き、貯蔵庫及び保管区域のそれぞれの貯蔵容量を超えて放射性固体廃棄物を貯蔵保管してはならない。</p> <p>第30条～第31条（変更なし）</p> <p>（放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理）</p> <p>第31条の2 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた方法に基づく測定及び評価を実施する「放射性物質として扱う必要のないものと推定さ</p>	

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前（令和3年1月6日認可版）	改正後（補正後）	備 考
<p>れるもの」（以下「放射能濃度確認対象物」という。）について、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価を行う。</p> <p>(2) 前号の測定及び評価の結果、「<u>製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則</u>」（以下「放射能濃度確認規則」という。）に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、基準を満たした放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて管理区域外の所定の保管場所に保管する。</p> <p>(3) 第1号の測定及び評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、除染等を行い、再度第1号に基づく測定及び評価を行う。又は、第29条第1項第6号（ただし書を除く。）に基づき管理する。</p> <p>2 施設管理課長は、前条及び前項により保管した場合には、その保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>3 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づき放射能濃度の確認を受けた物について、同法第61条の2第3項に基づきふげんから搬出する。搬出するまでの間、追加的な汚染のない管理区域の外側にある構内の所定の保管場所で保管する。</p> <p>4 品質保証課長は、別表第11(31)から(36)までの記録を作成し、保存する。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(37)から(39)まで並びに(41)及び(42)の記録を作成し、保存する。</p> <p>6 安全管理課長は、別表第11(40)の記録を作成し、保存する。</p> <p>第32条～第32条の2（省略）</p> <p>第3節～第5節（省略）</p>	<p>れるもの」（以下「放射能濃度確認対象物」という。）について、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価を行う。</p> <p>(2) 前号の測定及び評価の結果、「<u>工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであること</u>の確認等に関する規則」（以下「放射能濃度確認規則」という。）に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、基準を満たした放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて管理区域外の所定の保管場所に保管する。</p> <p>(3) 第1号の測定及び評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、除染等を行い、再度第1号に基づく測定及び評価を行う。又は、第29条第1項第6号（ただし書を除く。）に基づき管理する。</p> <p>2 施設管理課長は、前条及び前項により保管した場合には、その保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>3 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づき放射能濃度の確認を受けた物について、同法第61条の2第3項に基づきふげんから搬出する。搬出するまでの間、追加的な汚染のない管理区域の外側にある構内の所定の保管場所で保管する。</p> <p>4 品質保証課長は、別表第11(31)から(36)までの記録を作成し、保存する。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(37)から(39)まで並びに(41)及び(42)の記録を作成し、保存する。</p> <p>6 安全管理課長は、別表第11(40)の記録を作成し、保存する。</p> <p>第32条～第32条の2（変更なし）</p> <p>第3節～第5節（変更なし）</p>	<p>・規則名称変更に伴い変更する。</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前（令和3年1月6日認可版）	改正後（補正後）	備考																										
<p style="text-align: center;">第9章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 事前対策</p> <p>第54条～第56条（省略）</p> <p>（緊急作業従事者の選定）</p> <p>第56条の2 施設保安課長は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する所員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 次の表に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 次の表に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業従事者については、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <table border="1" data-bbox="160 1020 1249 1371"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急作業についての教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急作業についての訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1*2</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：第59条第1項又は第64条の2に定める訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練と兼ねることができる。</p> <p>*2：緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。</p> <p>第57条～第59条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第2節 初期活動</p> <p>（通報）</p> <p>第60条 原子炉施設に異常が発生したこと又は発生のおそれがあることを発見した者は、直ちに施設管理課長に通報する。</p> <p>2 施設管理課長は、次の各号の場合、直ちに所長、保安主任者、各部長、施設保安課長、安全管理課長及び設備保全課長に通報する。</p> <p>(1) 原子炉施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそ</p>	分類	項目	時間	緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	緊急作業についての訓練	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1*2	3時間以上	<p style="text-align: center;">第9章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 事前対策</p> <p>第54条～第56条（変更なし）</p> <p>（緊急作業従事者の選定）</p> <p>第56条の2 施設保安課長は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する所員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 次の表に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 次の表に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業従事者については、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <table border="1" data-bbox="1356 1020 2445 1371"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急作業についての教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急作業についての訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1*2</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：第59条第1項又は第64条の2に定める訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練と兼ねることができる。</p> <p>*2：緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。</p> <p>第57条～第59条（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第2節 初期活動</p> <p>（通報）</p> <p>第60条 原子炉施設に異常が発生したこと又は発生のおそれがあることを発見した者は、直ちに施設管理課長に通報する。</p> <p>2 施設管理課長は、次の各号の場合、直ちに所長、保安主任者、各部長、施設保安課長、安全管理課長及び設備保全課長に通報する。</p> <p>(1) 原子炉施設に異常が発生し、その状況が非常事態である場合又は非常事態に発展するお</p>	分類	項目	時間	緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	緊急作業についての訓練	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1*2	3時間以上	<p>・略称を追記する。</p> <p>・表現の見直し</p>
分類	項目	時間																										
緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上																										
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																										
緊急作業についての訓練	緊急作業の方法	3時間以上																										
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1*2	3時間以上																										
分類	項目	時間																										
緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上																										
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																										
緊急作業についての訓練	緊急作業の方法	3時間以上																										
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1*2	3時間以上																										

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前（令和3年1月6日認可版）	改正後（補正後）	備 考
<p>れがあると判断した場合 (2) 放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合</p> <p>第61条～第62条（省略）</p> <p>第3節（省略）</p> <p>第4節 原子力災害発生時の措置</p> <p>（原子力災害発生時の措置） 第66条 <u>原子力災害対策特別措置法</u>に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。</p>	<p>れがあると判断した場合 (2) 放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合</p> <p>第61条～第62条（変更なし）</p> <p>第3節（変更なし）</p> <p>第4節 原子力災害発生時の措置</p> <p>（原子力災害発生時の措置） 第66条 <u>原災法</u>に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。</p>	<p>・略称に変更する。</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前（令和3年1月6日認可版）				改正後（補正後）				備考
用途	設備（建屋）名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	点検計画		要求される機能	維持すべき仕様・性能	備考
				機能維持の方法	頻度			
放出管理用	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	分析用放射線測定装置	測定用機器（放射性液体廃棄物管理） ・Ge半導体検出装置：1台 ・液体シンチレーション計測装置：1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	測定機能	維持すべき仕様・性能 ・放射線監視設備 ・Ge半導体検出装置：1台 ・液体シンチレーション計測装置：1台	各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了まで
放射線管理用	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	携帯用及び半固定放射線検出器	放射線測定器 ・体表面モニタ：2台 ・γ線用線量当量率サベイメータ：10台以上 ・放射性汚染サベイメータ：10台以上 ・プラスチックシンチレーション計数装置：1台 ・ZnS(Ag)シンチレーション計数装置：1台 ・液体シンチレーション計測装置：1台 ・中性子サベイメータ：1台 ・個人線量測定装置：1台	監視機能	点検・校正により機能を維持する	監視機能	車載放射線測定器 ・空間線量率計：1台	使用済燃料の施設外への搬出完了まで
環境監視用	放射線監視設備	分析用放射線測定装置	・Ge半導体検出装置：1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	測定機能	・熱ルミネセンス線量計測定装置：1台	各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了まで
		携帯用及び半固定放射線検出器		測定機能	点検・校正により機能を維持する	測定機能		管理区域の解除完了まで
廃棄物管理用	—	—	放射線測定装置（クリアランスモニタ）：1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	測定機能	—	放射線濃度確認対象物の放射線濃度の確認完了まで
放出管理用	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	分析用放射線測定装置	測定用機器（放射性液体廃棄物管理） ・Ge半導体検出装置：1台 ・液体シンチレーション計測装置：1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	測定機能	維持すべき仕様・性能 ・放射線監視設備 ・Ge半導体検出装置：1台 ・液体シンチレーション計測装置：1台	各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了まで
放射線管理用	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	携帯用及び半固定放射線検出器	放射線測定器 ・体表面モニタ：2台 ・γ線用線量当量率サベイメータ：10台以上 ・放射性汚染サベイメータ：10台以上 ・プラスチックシンチレーション計数装置：1台 ・ZnS(Ag)シンチレーション計数装置：1台 ・液体シンチレーション計測装置：1台 ・中性子サベイメータ：1台 ・個人線量測定装置：1台	監視機能	点検・校正により機能を維持する	監視機能	車載放射線測定器 ・空間線量率計：1台	使用済燃料の施設外への搬出完了まで
環境監視用	放射線監視設備	分析用放射線測定装置	・積算型線量計測定装置：1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	測定機能	—	各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了まで
		携帯用及び半固定放射線検出器		測定機能	点検・校正により機能を維持する	測定機能		管理区域の解除完了まで
廃棄物管理用	—	—	放射線測定装置（クリアランスモニタ）：1台	測定機能	点検・校正により機能を維持する	測定機能	—	放射線濃度確認対象物の放射線濃度の確認完了まで

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前（令和3年1月6日認可版）	改正後（補正後）	備 考
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（1/11）～別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（5/11）（省略）	別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（1/11）～別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（5/11）（変更なし）	

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(6/11)		改正前 (令和3年1月6日認可版)		点検計画*1		性能		機能維持の方法		点検計画*1		備考					
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	頻度	維持すべき期間*2	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	頻度	維持すべき期間*2
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	主排気筒モニタ	—	ダストモニタ ・基数:1台 ・位置:排気筒モニタ小屋 ・種類:半導体検出器 ・計測範囲:10 ¹ ~10 ⁴ s ⁻¹ トリチウムモニタ ・基数:1台 ・位置:排気筒モニタ小屋 ・種類:電離箱 ・計測範囲:3.5×10 ⁻³ ~3.5×10 ³ Bq/cm ³	監視機能	・警報動作が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	1年に1回	主排気筒の維持完了まで	原子炉補機冷却系	原子炉補機冷却系	原子炉補機冷却系	ダストモニタ ・基数:1台 ・位置:排気筒モニタ小屋 ・種類:半導体検出器 ・計測範囲:10 ¹ ~10 ⁴ s ⁻¹ トリチウムモニタ ・基数:1台 ・位置:排気筒モニタ小屋 ・種類:電離箱 ・計測範囲:3.5×10 ⁻³ ~3.5×10 ³ Bq/cm ³	監視機能	・警報動作が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	1年に1回	主排気筒の維持完了まで	
		廃棄物処理建屋排気筒モニタ	—	廃棄物処理建屋排気筒モニタ ・基数:1台 ・位置:Na(Tl)シンチレーション ・計測範囲:10 ¹ ~10 ⁴ s ⁻¹ トリチウムモニタ ・基数:1台 ・位置:Na(Tl)シンチレーション ・種類:電離箱 ・計測範囲:3.5×10 ⁻³ ~3.5×10 ³ Bq/cm ³	監視機能	・放射線物質の濃度を測定できる状態であること ・警報設定値において警報が発信する状態であること	1年に1回	廃棄物処理建屋排気筒の維持完了まで	その他原子炉の附属施設	重水貯槽	重水貯槽	重水貯槽	重水貯槽 ・基数:1台 ・位置:重水貯槽 ・種類:鋼製 ・容量:75m ³ ×2基	貯蔵機能	・放射線物質の濃度を測定できる状態であること ・警報設定値において警報が発信する状態であること	1年に1回	重水貯槽の維持完了まで
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	—	原子炉格納容器 ・基数:1基 ・位置:原子炉建屋 ・種類:鋼製 ・容量:1,248m ³ /h	遮へい防止機能 遮へい機能	・放射線物質が漏えいしないよう有意な遮蔽がない状態であることを確認すること ・放射線物質が漏えいしないよう有意な遮蔽がない状態であることを確認すること	1年に1回	原子炉建屋の管理区域の解除完了まで(原子炉建屋解体に準ずる)				重水貯槽	重水貯槽	重水貯槽	重水貯槽 ・基数:1台 ・位置:重水貯槽 ・種類:鋼製 ・容量:75m ³ ×2基	貯蔵機能	・放射線物質の濃度を測定できる状態であること ・警報設定値において警報が発信する状態であること
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	重水貯槽	—	重水貯槽 ・基数:1台 ・位置:重水貯槽 ・種類:鋼製 ・容量:75m ³ ×2基	貯蔵機能	・放射線物質が漏えいしないよう有意な遮蔽がない状態であることを確認すること ・放射線物質が漏えいしないよう有意な遮蔽がない状態であることを確認すること	1年に1回	重水貯槽の維持完了まで	その他原子炉の附属施設	重水貯槽	重水貯槽	重水貯槽	重水貯槽 ・基数:1台 ・位置:重水貯槽 ・種類:鋼製 ・容量:75m ³ ×2基	貯蔵機能	・放射線物質が漏えいしないよう有意な遮蔽がない状態であることを確認すること ・放射線物質が漏えいしないよう有意な遮蔽がない状態であることを確認すること	1年に1回	重水貯槽の維持完了まで
		原子炉補機冷却系	原子炉補機冷却系	原子炉補機冷却系	原子炉補機冷却系 ・基数:1台 ・位置:原子炉補機冷却系 ・種類:鋼製 ・容量:1,248m ³ /h	除熱機能	・運転量が基準値を満足し、各部の運転状態に異常がないこと	1年に1回				設備ごとの代替冷却設備の供用開始まで	原子炉補機冷却系	原子炉補機冷却系	原子炉補機冷却系	原子炉補機冷却系 ・基数:1台 ・位置:原子炉補機冷却系 ・種類:鋼製 ・容量:1,248m ³ /h	除熱機能

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前 (令和3年1月6日認可版)							改正後 (補正後)							備考
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(7/11)	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1						
								頻度	維持する期間*2					
	海水系		原子炉補助冷却系海水ポンプ	原子炉補助冷却海水ポンプ	・基数:1台 ・位置:屋外 ・種類:立形鉛液ポンプ ・容量:1,650m ³ /h	除熱機能	・運転量が基準値を満足し、各部の運転状態に異常がないこと	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助冷却系の設備工事を並びに原子炉頭殻及び生体殻への解体撤去工事が完了するまで				
				原子炉補助冷却海水ポンプ	・基数:1台 ・位置:屋外 ・種類:立形鉛液ポンプ ・容量:1,650m ³ /h	希釈放出機能	・運転量が基準値を満足し、各部の運転状態に異常がないこと	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助冷却系の設備工事を並びに原子炉頭殻及び生体殻への解体撤去工事が完了するまで				
	換気設備		原子炉建屋換気系	送風機	・基数:2台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:遠心型・ベルト駆動 ・容量:30,000m ³ /h 排風機 ・基数:2台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:遠心型・ベルト駆動 ・容量:30,000m ³ /h	空気浄化機能 拡散防止機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉建屋の汚染の除去工事が着手前まで				
				フィルタユニット	・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:プレフィルタ、高性能フィルタ内蔵 ・容量:60,000m ³ /h	放出低減機能	・給気ファン、排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事が完了するまで				
	その他原子炉の附属施設		原子炉補助冷却系換気系	送風機	・基数:2台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:遠心型・ベルト駆動 ・容量:151,900m ³ /h 排風機 ・基数:2台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:遠心型・ベルト駆動 ・容量:168,800m ³ /h	空気浄化機能 拡散防止機能	・給気ファン、排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事が完了するまで				
				フィルタユニット	・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:プレフィルタ、高性能フィルタ内蔵 ・容量:126,600m ³ /h	放出低減機能	・給気ファン、排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事が完了するまで				
	海水系		原子炉建屋換気系	ブロア	・基数:1台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:たて型遠心式 ・容量:1,110m ³ /h 吸気塔 ・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:たて型円筒型 ・容量:2.2m ³	貯蔵機能 放出低減機能	・給気ファン、排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事を並びに原子炉頭殻及び生体殻への解体撤去工事が完了するまで				
				設置タンク	・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・容量:2.5m ³	貯蔵機能 放出低減機能	・給気ファン、排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事を並びに原子炉頭殻及び生体殻への解体撤去工事が完了するまで				
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(7/11)	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1						
								頻度	維持する期間*2					
	海水系		原子炉補助冷却系海水ポンプ	原子炉補助冷却海水ポンプ	・基数:1台 ・位置:屋外 ・種類:立形鉛液ポンプ ・容量:1,650m ³ /h	除熱機能	・運転量が基準値を満足し、各部の運転状態に異常がないこと	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助冷却系の設備工事を並びに原子炉頭殻及び生体殻への解体撤去工事が完了するまで				
				原子炉補助冷却海水ポンプ	・基数:1台 ・位置:屋外 ・種類:立形鉛液ポンプ ・容量:1,650m ³ /h	希釈放出機能	・運転量が基準値を満足し、各部の運転状態に異常がないこと	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助冷却系の設備工事を並びに原子炉頭殻及び生体殻への解体撤去工事が完了するまで				
	換気設備		原子炉建屋換気系	送風機	・基数:2台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:遠心型・ベルト駆動 ・容量:30,000m ³ /h 排風機 ・基数:2台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:遠心型・ベルト駆動 ・容量:30,000m ³ /h	空気浄化機能 拡散防止機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉建屋の汚染の除去工事が着手前まで				
				フィルタユニット	・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:プレフィルタ、高性能フィルタ内蔵 ・容量:126,600m ³ /h	放出低減機能	・給気ファン、排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事が完了するまで				
	その他原子炉の附属施設		原子炉補助冷却系換気系	ブロア	・基数:1台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:たて型遠心式 ・容量:1,110m ³ /h 吸気塔 ・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:たて型円筒型 ・容量:2.2m ³	貯蔵機能 放出低減機能	・給気ファン、排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事を並びに原子炉頭殻及び生体殻への解体撤去工事が完了するまで				
				設置タンク	・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・容量:2.5m ³	貯蔵機能 放出低減機能	・給気ファン、排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事を並びに原子炉頭殻及び生体殻への解体撤去工事が完了するまで				

・代替冷却設備から代替冷却装置に名称を変更する。

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前（令和3年1月6日認可版）	改正後（補正後）	備 考
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（8/11）～別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（9/11）（省略）	別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（8/11）～別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（9/11）（変更なし）	

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前 (令和3年1月6日認可版)		改正後 (補正後)		備考				
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(10/11)	施設区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2
	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	頻度	維持すべき期間*2
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	蓄電池一式 ・容量:15kWh ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:VfA式エーゼル(10時間率) ・電圧:500V(10時間率) ・電圧:115V	電源供給機能	・交流電源喪失時、蓄電池側に正常に切り替わること ・閉塞電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	通常時、停電時の蓄電池の状態により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了まで
主要な施設	発電所補助系設備	消火設備	消火設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	消火機能	・早期の消火を行えること	消防法に基づき点検により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで
主要な施設	固体廃棄物の保管設備	蒸気放出プール	蒸気放出プール ・基数:一式 ・位置:原子炉建屋内	蒸へい機能	・放射性廃棄物が漏えいし、漏えい構造であること	放射線状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで
主要な施設	-	クレーン設備	クレーン設備 ・基数:一式	吊上げ、運搬機能	・装置の運転状態に異常のないこと、停止機能、ブレーキが正常に動作すること	労働安全衛生法に基づき点検により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事完了まで
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(10/11)	施設区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2
	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	頻度	維持すべき期間*2
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	蓄電池一式 ・容量:15kWh ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:VfA式エーゼル(10時間率) ・電圧:500V(10時間率) ・電圧:115V	電源供給機能	・交流電源喪失時、蓄電池側に正常に切り替わること ・閉塞電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	通常時、停電時の蓄電池の状態により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了まで
主要な施設	発電所補助系設備	消火設備	消火設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	消火機能	・早期の消火を行えること	放射線状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで
主要な施設	-	クレーン設備	クレーン設備 ・基数:一式	吊上げ、運搬機能	・装置の運転状態に異常のないこと、停止機能、ブレーキが正常に動作すること	労働安全衛生法に基づき点検により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事完了まで

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

・空冷式のユニット型空気圧縮機設置に伴い追記する。
 ・ユニット型空気圧縮機の設置に伴い、空気圧縮機の維持すべき期間を変更する。
・ユニット型空気圧縮機の位置及び容量に関する事項を削除する。

改正前 (令和3年1月6日認可版)		改正後 (補正後)		備考					
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(11/11)	施設区分	設備(種別)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2	
		減容安定化処理装置	減容安定化処理装置 ・基数:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	放射性物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること 放射線障害の防止に影響するようないかなる有意な損傷がない状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで	
		レベル2用モルタル充填 固化装置	レベル2用モルタル充填固化装置 ・基数:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	放射性物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること 放射線障害の防止に影響するようないかなる有意な損傷がない状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで	
		レベル1用廃棄体処理・搬送装置	レベル1用廃棄体処理・搬送装置 ・基数:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	放射性物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること 放射線障害の防止に影響するようないかなる有意な損傷がない状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで	
		セメント混練固化装置	セメント混練固化装置 ・基数:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	放射性物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること 放射線障害の防止に影響するようないかなる有意な損傷がない状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで	
		原子炉領域遠隔解体装置	原子炉領域遠隔解体装置 ・基数:一式 ・基数:一式 ・基数:一式 ・基数:一式 ・基数:一式	被ばく低減機能	遠隔操作が可能であること	遠隔操作により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで	
		予備電源装置	予備電源装置 ・基数:一式	電源供給機能	性能維持装置に電源を供給できる状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	各種盛及び構築物解体工事着手まで	
	専ら廃止措置に必要な主要装置*5								
<p>1年に1回、4月1日を始期とする1年の間に1回実施(ただし、点検・補修等による運転停止又は設置工事等により、当該年度内に実施することが困難な場合は除く)</p> <p>*1:付随する機器を施設管理要領に定める</p> <p>*2:維持すべき期間における終了時期は運用管理要領に基づき管理する</p> <p>*3:第48条の測定に用いる放射線計測器類</p> <p>*4:第34条の測定に用いる放射線計測器類</p> <p>*5:廃止措置のために導入する設備</p>									
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(11/11)	施設区分	設備(種別)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2	
		減容安定化処理装置	減容安定化処理装置 ・基数:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	放射性物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること 放射線障害の防止に影響するようないかなる有意な損傷がない状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで	
		レベル2用モルタル充填 固化装置	レベル2用モルタル充填固化装置 ・基数:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	放射性物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること 放射線障害の防止に影響するようないかなる有意な損傷がない状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで	
		レベル1用廃棄体処理・搬送装置	レベル1用廃棄体処理・搬送装置 ・基数:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	放射性物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること 放射線障害の防止に影響するようないかなる有意な損傷がない状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで	
		セメント混練固化装置	セメント混練固化装置 ・基数:一式 ・位置:原子炉領域遠隔解体装置内 ・処理能力:100kg/回/1層	漏えい防止機能 遮へい機能 固化機能	放射性物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること 放射線障害の防止に影響するようないかなる有意な損傷がない状態であること 運転状態の確認により機能を維持すること	外観点検により機能を確認する 装置の運転状態の確認により機能を維持すること	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで	
		原子炉領域遠隔解体装置	原子炉領域遠隔解体装置 ・基数:一式 ・基数:一式 ・基数:一式 ・基数:一式	被ばく低減機能	遠隔操作が可能であること	遠隔操作により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで	
		予備電源装置	予備電源装置 ・基数:一式	電源供給機能	性能維持装置に電源を供給できる状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	各種盛及び構築物解体工事着手まで	
	専ら廃止措置に必要な主要装置*5								
<p>1年に1回、4月1日を始期とする1年の間に1回実施(ただし、点検・補修等による運転停止又は設置工事等により、当該年度内に実施することが困難な場合は除く)</p> <p>*1:付随する機器を施設管理要領に定める</p> <p>*2:維持すべき期間における終了時期は運用管理要領に基づき管理する</p> <p>*3:第48条の測定に用いる放射線計測器類</p> <p>*4:第34条の測定に用いる放射線計測器類</p> <p>*5:廃止措置のために導入する設備</p>									
				<p>・セメント混練固化装置 詳細設計の反映に伴い記載内容を変更する。また、要求される機能に固化機能を追記する。</p> <p>・セメント混練固化装置 の固化機能に関する性能及び機能維持の方法を追記するとともに、漏えい防止機能及び遮へい機能に関する性能の記載方法を変更する。</p>					

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。